

とせがわ

Public Relations of TOZAWA

巻頭
記事

戸沢村
空き家バンク

広報

No.630 2024年（令和6年）5月号

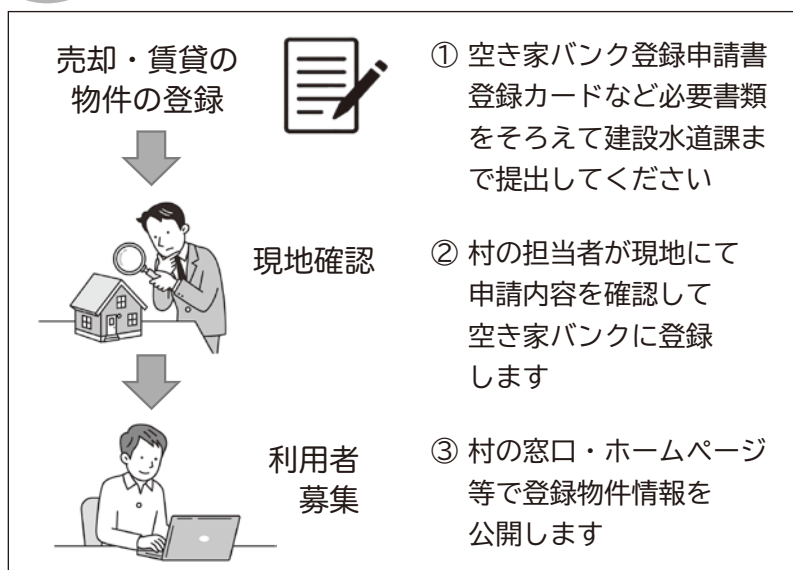
「戸沢学園 入学式」

5

May



空き家バンクに登録するには？ ～物件登録までの流れ～



◆ 登録対象物件 ◆

戸沢村内の

- 空き家
- 空地



(建築条件付き除く)

※登録できない物件

- 倒壊等の恐れがある建物
- 村税など滞納がある場合
- 抵当権がついている場合
- 反社会的勢力の方
- その他登録に適さない場合

戸沢村内に空き家を所有される皆様へ！！ \各種補助金をご紹介/

戸沢村では村内に存在する空き家に対して利活用のための残置物の処分や清掃・除却の費用の一部補助を下記のとおり実施しています。

● 戸沢村空き家利活用事業費補助金

「戸沢村空き家バンク」に登録している空き家で利活用のために残置物の撤去や清掃を実施する場合に補助を行っています。

※補助の内容としては補助率1/2・上限20万円となります。



● 戸沢村空き家解体事業費補助金

戸沢村内にある空き家を解体する場合に補助を行っています。

※補助の内容としては補助率1/2・上限20万円となります。

※公共事業等による補償の対象となっていないこと、抵当権等の設定がないもの等の各種条件があります。

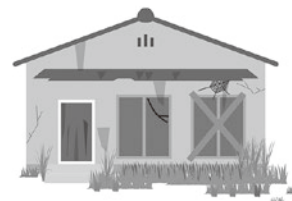
● 戸沢村老朽危険空き家解体事業費補助金

戸沢村内にある空き家で住宅不良度判定基準による評価が合計100点を超えるものを解体する場合に補助を行っております。

※補助の内容としては補助率1/3・上限100万円となります。

※補助金の申請前に該当の適否について事前調査を行います。

※公共事業等による補償の対象となっていないこと、抵当権等の設定がないもの等の各種条件があります。



○詳しい内容については **建設水道課 建設係 (課直通0233-72-2547)** までお問い合わせください。

今月の一枚



選挙管理委員会委員・補充員の就任について

令和6年3月31日をもって、前選挙管理委員・補充員の皆さんが任期満了を迎え、令和6年4月1日より新たに次の皆さんが選挙管理委員・補充員に就任されました。

【委員】庄司純司さん、安食清一さん、高橋裕美さん、安食博徳さん

【補充員】加藤良一さん、荒川秀一さん、西嶋美雪さん、田中修さん

また、4月1日に選挙管理委員会が開かれ、委員長に庄司純司さん、委員長職務代理者に安食清一さんが就任されました。委員・補充員ともに任期は4年間です。

固定資産評価審査委員会 辞令交付式

4月1日（月）、戸沢村役場にて、秋保三保子氏（古口）と田中奨氏（上野）のお二人が固定資産評価委員に選任され、辞令書が交付されました。

固定資産評価委員会とは、土地や建物の登録された価格についての不服を審査し、決定するための中立的な機関です。

委員の方には今後、第三者の立場から審査を行っていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。



一人暮らし高齢者の安心のために

4月3日（水）、とぎわふれあいセンターにて、老人福祉相談員に選任された、北部地区担当の柿崎幸子さん（向名高）、中部地区担当の山内義夫さん（古口）、南部地区担当の田中満さん（勝地）の3名に委嘱状が交付されました。

老人福祉相談員は社会福祉協議会とともに、一人暮らし高齢者が安心して暮らすことができるよう、見守り活動などを行っています。一人暮らし高齢者の安心・安全のため、今後ともよろしくお願いいたします。

交通安全を呼び掛け「春の交通安全運動」

4月10日（水）、戸沢村役場前の国道47号沿線にて、村長をはじめ、戸沢駐在所警察官、村交通安全対策推進協議会の委員による旗波作戦が行われ、行き交う車や歩行者に交通安全を呼び掛けました。

春になりスピードの出やすい道路状況ではありますが、交通事故死ゼロを目指し、思いやりの心で安全運転をお願いします。



春の火災予防 と 戸沢村消防団入団式



春の火災予防運動期間に先立ち、4月9日（火）に役場正面玄関にて消防団員、最上広域消防本部西支署ほか30人が参加し、合同防火キャラバン出発式が行われました。その後団員らは各班の車両に乗り込み、各地区で火の用心を呼び掛けました。

また、同日役場にて、令和6年度戸沢村消防団辞令交付式が行われ、新入団員9人と階級変更37人が辞令を受けました。

新入団員

【第1分団第2部第1班】岸 孝弘 【第1分団第3部第3班】半田 大輝 【第1分団第3部第1班】笹原 太郎
 【第2分団第3部第2班】小野 慶 【第4分団第2部第3班】田中 寿幸 【第1分団第1部第2班】中鉢 一樹
 【第1分団第1部第2班】高橋 永遠 【第1分団第1部第2班】中鉢 偉落 【第1分団第1部第1班】二戸 幸広

生活上の心配ごと、困りごとをご相談ください

民生委員・児童委員、主任児童委員

厚生労働大臣から委嘱された特別職非常勤の地方公務員です

民生委員・児童委員は、担当地区において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子ども達への声かけなどを行っています。医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による生活上の心配事など様々な相談に応じます。主任児童委員は担当地区を持たず、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、役場や地域の専門機関とつなぎ役になります。また、民生委員法に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られますので困ったときはご相談ください。

戸沢村では24名の民生委員・児童委員と2名の主任児童委員が活動しています。どうぞ、よろしくお願いたします。

戸沢村民生委員・児童委員名簿

No	氏名	担当地区	No	氏名	担当地区
1	早坂 みね子	片倉・平根・与吾屋敷	14	大友 良夫	岩花・出舟
2	早坂 誠也	元屋敷・網取	15	青柳 由子	岩清水
3	早坂 富美恵	上野・勝地・沢内	16	横田 英雄	津谷下・金打坊
4	早坂 昭雄	畑ヶ・上本郷	17	高橋 茂	津谷上
5	田中 クニ子	上本郷・下本郷	18	荒川 利弘	向名高
6	八鍬 晃	十二沢・滝ノ下	19	荒川 由美	名高
7	秋葉 静雄	中沢・三ツ沢	20	田中 儀一	上松坂・下松坂・向松坂
8	井上 正	高屋・土湯・草薙・柏沢	21	田中 こずえ	野口
9	佐藤 幸一	猪ノ鼻・上台	22	早坂 たつ	神田西・杉沢
10	大友 由里子	古口下	23	高橋 清	神田東
11	富樫 理恵	古口上	24	鈴木 京子	向名高・濁沢
12	今井 徹	真柄・皿嶋	25	加藤 久和	(主任児童委員)
13	山崎 昇	蔵岡・堀田沢	26	瀧田 一成	(主任児童委員)

村 長 加藤 文明		副村長 荒川 知也		
議会事務局 (☎ 0233-72-2113) 議会事務局長 樋渡 哲				
総務課 (☎ 0233-72-2117)				
課 長 庄司 欣哉 危機管理室長 安食 守 課 長 補 佐 峰本 栄子	総務係	齋藤 瑞穂 大山 元暉	三原 美郷 荒川 育美 矢口 里枝	
	財政係	矢口 修	増山 聖汰 荒川 佑人	
	総務推進員	斉藤 清勝		
	技能員・運転手	田中 和彦 荒川 純		
	危機管理室 (☎ 0233-32-0125)			
		防災保護係	畠山 伸晃 高山 大和	
まちづくり課 (☎ 0233-72-2152)				
課 長 大宮修太郎	企画調整係	堀米 一典 後藤日香留	小林 杏子	
	商工観光係	齋藤 祥太	秋保このみ	
	D X 推進係 (☎ 0233-29-7900)			
	D X 推進係	阿部 浩樹		
住民税務課 (☎ 0233-72-2326)				
課 長 小林 直樹 副 主 幹 高橋 幸喜 課 長 補 佐 齋藤 郁恵	住民生活係	佐藤沙由理 齋藤 愛実		
	税務係	田中 優 矢作 彰 中鉢 宏基	八鍬 久美 甲州 快	
健康福祉課 (☎ 0233-72-2364)				
課 主 長 秋保 直人 幹 村上万里子	医療介護係	海藤 佳奈 田中 雄稀 井上明香里	秋保 一樹 高橋 祐伍	
	健康推進係	藤山 海咲 芦原 優香	清水 蒼生	
	福祉係	須田 征士 濱田 智代	野澤 七美	
	健康福祉推進員	今井 徹		
	地域包括支援センター	小沼 美紀 吉田 美里		
	最上地区広域連合派遣	田中 貴弘 矢口 もも		
産業振興課 (☎ 0233-72-2527)				
課 長 市川 泰博 課 長 補 佐 安食 洋志	農村整備係	荒木 勝 山科 竜也	小野 陽希	
	農政係	川又 俊介 加藤 優矢	加藤 拓人 大山 佳奈	
建設水道課 (☎ 0233-72-2547)				
課 長 安食 豊彦 課 長 補 佐 横田 潤平	建設係	大江 智行 佐藤 康平	小角 崇祥	
	水道下水道係	荒川 悠		
	建設水道推進員	横田 和夫		
出納室 (☎ 0233-72-2314)				
会 計 管 理 者 安食 道明	出納係 鈴木 祥平			
共 育 課 (☎ 0233-72-2304)				
教 育 長 市川 重保 課 長 清水利枝子 学社融合主幹 高橋 恵 課 長 補 佐 高橋 俊子	学校教育係	横山 愛 森 歩美	佐藤 亜澄	
	社会教育体育係	加藤江利子 荒川 良太	海藤 将希	
	学校教育推進員	佐藤 浩		
	技能員	進藤奈緒子		
	戸沢学園	中鉢 勝宏 星川 和也 田中恵美子 国分智絵美		
	調理推進員	高橋 裕美		
	管理栄養士	伊藤 牧恵		
	戸沢保育園	青柳 晴雄 齊藤 美穂 森 めぐみ 樋渡 志織 安食 聖香 早坂 由里 齊藤 陽子 中島 美鈴	高橋 恵 岸 恵里香 八鍬 友紀 金田 菜月 浅野目麻美 矢口 輝	
	保育事務推進員	西田 剛		
	中央診療所 (☎ 0233-72-3363)			
医 長 渡邊 孝弘	医事係	齋藤 康隆 菊地 順子 松田沙耶香	田中 博子 渡邊 美季	

戸沢村中央公民館図書室

本のススメ

vol. 134



頭のいい人が話す前に考えていること／安達 裕哉



どれだけ考えても、伝わらなければ意味がない。でも、話し方のスキルだけでは人の心は動かせない。
さあ、手に入れよう。あなたが本来持っている「考える力」を自動発火させ、「信頼」と「知性」を同時に得ることができる黄金法則を。

世界でいちばん素敵な源氏物語の教室／吉海 直人

2024年度大河ドラマ『光る君へ』の主人公紫式部が描いた「世界最古の長編小説」とも言われる『源氏物語』。光源氏を中心に平安貴族たちが宮廷を舞台に繰り広げる華麗な恋愛模様の魅力をゆかりの地の風景写真や源氏絵とともに伝えるビジュアルブックです。



おしごとそうだんセンター／ヨシタケ シンスケ



「しごと」ってなんだろう？
地球に不時着した宇宙人がやってきたのは、ちょっと風変わりな職業相談所。誰もが避けて通れない「仕事」の意味を問い直し、明日をちょっと明るくする、すべての子供と大人のためのヨシタケシンスケ版“ハローワーク”ストーリー！

移動図書室のおしらせ

令和3年度より戸沢保育園に向けて実施していた移動図書室を、今年度は戸沢村役場でも実施することになりました！戸沢村中央公民館図書室の蔵書の中から約50冊の図書を持っていき、出張貸出をおこないます。
図書室利用者カードをお持ちでない方もご利用いただけます。ぜひお立ち寄りくださいね☆

日 時：5月29日(水)
14時～16時
場 所：戸沢村役場 1階
貸出冊数：ひとり2冊
貸出期間：6月26日(水)まで



☆第19回☆

読んでみて！ わたしの推し本！

今月は、ペンネーム
教育委員会職員Aさんの
推し本をご紹介します！



タイトル：図書館の魔女

作者名：高田 大介

コメント：史上最古の図書館である高い塔の主は「魔女」と呼ばれていた…。声を持たない魔女が、言葉ひとつで心を読み人を操り、国を動かしていく様子は何度読んでも引き込まれます。説明のつかない不思議は何一つない壮大なファンタジーをぜひご覧ください。

図書室カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			5/1	2 夜間	3 休館	4 休館
5 休館	6 休館	7	8	9 夜間	10 夜間	11 午前
12 休館	13	14	15	16 夜間	17 夜間	18 午前
19 休館	20	21	22	23 夜間	24 夜間	25 午前
26 休館	27	28	29	30 夜間	31 夜間	

開館時間：月・火・水 9：00～17：00
木・金 9：00～19：00
土 9：00～12：00

3日、4日、6日は祝日のためおやすみです。

えほんの森 ～わくわくのおはなしかい～
日時：5月11日(土) 10:00～11:00
協力：おはなしサークルくれよん



令和6年度戸沢村新規採用職員紹介



野澤 七美

- ◆所属：健康福祉課
- ◆出身：古口
- ◆信頼される職員になれるよう精一杯頑張ります。よろしくお願いいたします。



井上 明香里

- ◆所属：健康福祉課
- ◆出身：新庄市
- ◆慣れないことが多い毎日ですが、積極的に仕事に取り組み早く仕事を覚えていきたいと思えます。



高山 大和

- ◆所属：総務課 危機管理室
- ◆出身：新庄市
- ◆少しでも早く仕事を覚えて、村民の皆様のお役に立てるよう尽力して参ります。

後期高齢者医療保険の保険料が見直されます

後期高齢者医療制度の保険料は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。また、令和6・7年度の保険料は、現役世代の負担増を抑制するための制度改正の内容も踏まえて見直しを行うこととなりました。

保険料の見直し

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、医療保険制度改革が行われることとなりました。

【主な内容】

- 後期高齢者医療制度からも出産育児一時金に係る費用の一部を支援します。
- 現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合を見直します。

【保険料】

- 所得割率：所得に応じて負担していただく分を算定する際の率

令和4・5年度	⇒	令和6・7年度
8.80%	⇒	9.43%

※ただし、年金収入153万円～211万円相当の方は、8.68%（令和6年度のみ）

- 均等割額：後期高齢者医療加入者が公平に負担していただく分

令和4・5年度	⇒	令和6・7年度
4万3100円	⇒	4万7600円

【保険料の賦課限度額】

- 賦課限度額
- | | | |
|---------|---|---------|
| 令和5年度まで | ⇒ | 令和6年度以降 |
| 66万円 | ⇒ | 80万円 |

※ただし、昭和24年3月31日以前に生まれた方等は、73万円（令和6年度のみ）

制度改正の内容や保険料率等の詳細は、7月に保険料額決定通知書とともに送られるリーフレットに記載されますので、そちらもご確認ください。



問合せ先：山形県後期高齢者医療広域連合 ☎0237-84-7100
戸沢村健康福祉課 医療介護係 ☎0233-72-2364

令和6年度月別納税表

月	税目	期別	納期
5月	軽自動車税 固定資産税	全第1期	5月16日～5月31日
6月	村・県民税 固定資産税	第1期 第2期	6月16日～7月1日
7月	村・県民税 国民健康保険料	第2期 第1期	7月16日～7月31日
8月	国民健康保険料	第2期	8月16日～9月2日
9月	固定資産税 国民健康保険料	第3期 第3期	9月16日～9月30日
10月	村・県民税 国民健康保険料	第3期 第4期	10月16日～10月31日
11月	固定資産税 国民健康保険料	第4期 第5期	11月16日～12月2日
12月	村・県民税 国民健康保険料	第4期 第6期	12月10日～12月25日 12月16日～12月26日
1月	国民健康保険料	第7期	1月16日～1月31日
2月	国民健康保険料	第8期	2月16日～2月28日

※口座振替は毎月25日です。(土日祭日の場合は、翌日の振替となります)
水道料金下水道使用料の再振替は行いません。

身体等に障がいのある方の 軽自動車税の減免について

身体等に障がいのある方が所有する軽自動車等で、一定の要件に当てはまるものは、申請により本税の減免を受けることが出来ます。減免の申請については、所定の減免申請書に関係資料を添付して、住民税務課税務係まで提出してください。

なお、県税の自動車税と重複での免除は受けられませんので、軽自動車のほかに乗用車をお持ちの方は、県税の自動車税の減免を申請してください。

減免必要な書類	
軽自動車税減免申請書	軽自動車税納税通知書
身体障害者手帳等の写	自動車運転免許証の写

口座振替が便利です

税金や各使用料の納付は口座振替が便利です。

口座振替を利用することで、金融機関へ出かける手間や納め忘れをなくすることができます。

各金融機関に口座振替依頼書を備えておりますので、通帳・印鑑・税額通知書等を持参し手続きをお願いいたします。

口座振替は、手続きの翌月から開始されます。申込み月が納期限の税金・使用料は納付書で納めてください。

納付可能な金融機関					
もがみ中央農協	山形銀行	荘内銀行	きらやか銀行	新庄信用金庫	東北労働金庫
				北郡信用組合	ゆうちょ銀行

口座振替可能な税金・使用料					
村税(村県民税・固定資産税・軽自動車税)	介護保険料	後期高齢者医療保険料	保育料	水道料金下水道使用料	村営住宅使用料

問い合わせ先 住民税務課税務係

02333-17212326



～就職や離職による～

保険・年金の手続きについて



～就職等により～

◆◆社会保険・厚生年金に加入のとき！◆◆



〈国民健康保険の喪失手続き〉

• どこで	○健康福祉課②窓口
• 誰がする	○世帯主または本人が行うものです。（家族等も可）
• 必要なもの	○国民健康保険被保険者証（お返しください） ○加入した社会保険等の被保険者証（加入した方全員）
• 国民健康保険保険料について	○届出月の翌月以降、再計算されます。（届出日により変更になる場合もあります）

〈国民年金の喪失手続き〉

• どこで	○手続きは必要ありません
• 誰がする	○手続きは必要ありません
• 国民年金保険料について	○厚生年金加入月の前月まで納付が必要

～退職等により～

◆◆社会保険等から喪失のとき！◆◆



勤めていた会社では手続きしません。また、喪失後、国民健康保険への加入以外に、社会保険等の任意継続保険や家族の保険に扶養などの制度があります。

〈国民健康保険の取得手続き〉

• どこで	○健康福祉課②窓口
• 誰がする	○本人が行うものです。（家族も可）
• 必要なもの	○離職日の確認できる書類（扶養家族がいた場合は、扶養していたことが確認できる書類） ○保険証以外の他の医療証等をお持ちの方は、ご持参下さい。
• 国民健康保険保険料について	○取得月から国民健康保険料が発生します。（世帯主に通知されます） ○届出月の翌月以降、計算されます。（届出日により変更なる場合もあります）
• 保険料の軽減について	○会社の倒産・解雇などにより離職された方が対象になります。 （ハローワークの雇用保険受給資格者証の離職理由番号での確認となります。） （離職理由番号：11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当の方です。）

〈国民年金の取得手続き〉

• どこで	○健康福祉課②窓口
• 誰がする	○本人が行うものです。「20歳～60歳未満の方が対象」（家族等も可）
• 必要なもの	○基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や基礎年金番号通知書） ○離職日の確認できる書類 ○障害年金を受給している方は、年金証書等をご持参下さい。
• 配偶者が扶養抹消のとき	○社会保険等に扶養されていた方「20歳～60歳未満」は手続きが必要となります
• 国民年金保険料について	○取得月から国民年金保険料が発生します。
• 保険料納付免除について	○経済的な理由など、保険料を納めることが困難な場合免除制度があります。 （保険料を全額納付したときに比べ、将来受取る年金額が少なくなります。）

手続きには、上記の「必要なもの」の他に、
本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）をご持参ください。

国民年金保険料の納付に

お困りのときは



国民年金保険料は20歳から60歳になるまでの方は（厚生年金等に参加している方を除く）納付していただく必要があります。（令和6年度 月々の保険料は、16,980円）

経済的な理由・求職中・学生などの方は未納のままにせず、お早めに手続きをしてください。（申請日より、原則2年1か月前まで遡って申請できます。）

保険料免除制度 （自営業、求職中の方など）	納付猶予制度 （50歳未満の方）	学生納付特例制度 （学生の方）
「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」それぞれの所得に応じて、〈全額免除〉、〈4分の1免除〉、〈半額免除〉、〈4分の3免除〉があります。	20歳以上50歳未満の方に限り利用できる制度です。 ※平成28年6月以前は「30歳未満の方」が対象。	大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生等であって、学生本人の前年所得が基準以下※1) であるとき。 ※1) 128万円+扶養親族等の数×38万円



免除等が承認された結果、将来受け取る年金はどうなるの？

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	老齢基礎年金額の計算では		障害基礎年金や遺族基礎年金を請求のときは	後から保険料を納めることは
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以後の免除期間		
納付	受給資格期間に入ります	全額が反映されます		反映されます	納付必要ありません
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に3分の1が反映されます	年金額に2分の1が反映されます	保険料を納めたときと同じ扱いになります	10年以内なら納めることができます （一部納付済の場合）
4分の1納付 （4分の3免除）	4分の1の保険料を納めると受給資格期間に入ります	年金額に2分の1が反映されます	年金額に8分の5が反映されます	4分の1の保険料を納めると納付済期間と同じ扱いになります	
半額納付 （半額免除）	半額の保険料を納めると受給資格期間に入ります	年金額に3分の2が反映されます	年金額に4分の3が反映されます	半額の保険料を納めると納付済期間と同じ扱いになります	
4分の3納付 （4分の1免除）	4分の3の保険料を納めると受給資格期間に入ります	年金額に6分の5が反映されます	年金額に8分の7が反映されます	4分の3の保険料を納めると納付済期間と同じ扱いになります	3年度目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額がつきます
納付猶予 学生納付特例	受給資格期間に入ります	年金額に反映されません		保険料を納めたときと同じ扱いになります	
未納	受給資格期間に入りません			年金を受けられない場合もあります	2年を過ぎると納めることはできません

【お問合せ先】 戸沢村役場 健康福祉課 医療介護係 TEL0233-72-2364（健康福祉課）
日本年金機構 新庄年金事務所 国民年金課 TEL0233-22-2050（音声案内2番→2番）

戸沢村中央診療所からのお知らせ

診療所派遣医師のお知らせ

令和6年4月9日から県立新庄病院派遣医師として、火曜日（午前）は渡邊美咲医師の診療日となっています。木曜日（午前）は戸沢村中央診療所渡邊孝弘医師の診療日となります。

問合せ先：戸沢村中央診療所 ☎0233-72-3363

健康福祉課からのお知らせ

令和6年台湾東部沖地震救援金の受付について

日本赤十字社山形県支部では、令和6年4月に発生した台湾東部沖地震の救援金の受付を行っております。被災地の方々の生活を支援するため、村民の皆様のご協力をお願いいたします。

1. 救援金名称 「令和6年台湾東部沖地震救援金」
2. 受付期間 令和6年4月5日（金）～令和6年6月28日（金）
3. 受付場所 戸沢村健康福祉課 福祉係

日本赤十字社山形県支部 戸沢村分区

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当について

- ①児童手当 家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成のために支給される手当です。
- 対象者 0歳から中学校卒業までの児童を養育している方
 - 支給額（月額）

児童の年齢	3歳未満	3歳以上（小学校終了前）	中学生	特例給付
児童手当の額	一律 15,000円	10,000円（第3子以降は 15,000円）	一律 10,000円	一律 5,000円

※令和6年度10月に児童手当制度改正が予定されています。

- ②児童扶養手当 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進のために支給される手当です。
- 対象者 ひとり親家庭の父母または養育者
 - 支給額（月額） 令和6年4月～

	児童1人目	児童2人目	児童3人目以降
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	6,440円～3,230円

※所得に応じ支給され、児童2人目以降は加算されます。

- 支給時期 1月、3月、5月、7月、9月、11月に支給されます。
- ③特別児童扶養手当 精神又は身体に障害を有する児童に対して、福祉の増進を図るために支給される手当です。
- 対象者 20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で養育している方
 - 支給額（月額） 令和6年4月～

級	1級	2級
支給額	55,350円	36,860円

※受給資格者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定の額以上のときは支給されません。

- 支給時期 4月、8月、11月に支給されます。

問合せ先：健康福祉課福祉係 ☎0233-72-2364

不妊治療にかかる費用を補助します！

令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用になり、山形県でも独自に助成を行っていますが、保険適用外の先進医療と県の助成対象外である一般不妊治療にかかる費用に対して戸沢村独自で補助をします。

- 【対象者】**
- 夫婦ともにまたは夫婦のいずれか一方が、戸沢村内に住所を有する者
 - 他の市町村から補助を受けていない者

【対象となる治療及び補助額】

○生殖補助医療費（先進医療分）

- 40歳未満：生殖補助医療費のうち、先進医療にかかった費用（1回の出産で通算6回まで）
- 40歳以上43歳未満：生殖補助医療費のうち、先進医療にかかった費用（1回の出産で通算3回まで）
- 1回につきそれぞれ5万円上限

※1回とは、採卵術（実施するための準備を含む）から、胚移植術（結果の確認を含む）までの一連の診療過程を指します。また、医師の判断に基づき、治療を中止した場合であっても、先進医療を行っている場合は1回とみなします。

○一般不妊治療費（人工授精、タイミング法）

夫婦1組あたり1年度につき5万円上限

フッ素塗布のご案内について

戸沢村では1歳児～就学前（保育園年長まで）のお子さんに限り、フッ素塗布受診が無料となります。下記の通り実施しますが、個別通知しませんのでご承知おきください。

【実施日】 5/31、6/12、7/26、9/18、
11/29、12/18、1/24、2/12

【受付時間】 午後12時45分～1時

【場 所】 戸沢村保健センター

ご存知ですか？子育て応援アプリ「とざわっこ」

妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの成長記録や予防接種のスケジュール管理ができ、妊娠・子育てに関する情報や地域の子育て情報が適時に得られる、妊娠期から子どもをもつ世帯をサポートするためのスマートフォン向けアプリ。乳幼児健診や予防接種の案内等の通知も行います。



子宮頸がんワクチン（HPV）の キャッチアップ接種について

子宮頸がんワクチン（HPV）の接種を逃した方に、接種の機会を提供しています。

対象者：1997年4月2日～2008年4月1日生まれの女性

接種回数：合計3回接種（※完了するまでに約6ヶ月かかります）

接種期間及び料金：令和7年3月末までは無料

※この機会を逃すと、全額自己負担（3回の接種で約10万円）になります。

※接種を希望される方は早めに接種しましょう。

※対象者の方には予診票を個別に送付していますが、紛失された方は役場健康福祉課③番窓口でも予診票をお渡し出来ます。

産後ケアにかかる費用を補助します！

母乳育児における母親の心身の負担を軽減し、母子の健康保持を図るため助産院による通所若しくは訪問型の乳房マッサージ及び授乳指導、育児相談等に関し、その費用の全額を村が補助します。

【対象者】 戸沢村内に住所を有する出産後1年未満の産婦及びその乳児のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 育児不安を抱えていたり体調管理が必要な者や身近に相談できる者がいない者等、事業による支援が必要であると認められる者
- (2) 医療行為を必要としない者
- (3) その他村長が必要と認める者

【補助回数】 1回の出産に対して2回以内

【対象助産院】

授乳相談室 たかはし 助産師：高橋 優さん
新庄市常葉町3-54 ☎090-4222-1694

【補助額】

利用内容	補助額	
	1回目	2回目
通所型乳房ケア	5,500円	4,000円
訪問型乳房ケア	8,000円	7,000円

【利用申請について】

対象者で希望される方は役場健康福祉課③番窓口で申請することが出来ます。

健康福祉課からのお知らせ

子育てサロンのお知らせ

妊娠中や産後、子育て中の方、それぞれに抱える悩みや不安に対して保健師・助産師・栄養士が相談に応じたり、講師によるヨガやアロマ体験、ベビーマッサージでリフレッシュするなど、ママ同士・子ども同士の交流の場となっています。

【実施日】

6/6 (木) ヨガ教室 7/5 (金) アロマ教室
8/1 (木) ベビーマッサージ
9/6 (金) 助産師による個別相談

【場所】 戸沢村子育て支援センター

「こさあーべ」(旧古口保育所)

【時間】 午前10時～11時30分

問合せ先：健康福祉課健康推進係 ☎0233-72-2364

物価高騰臨時対策

とざわ応援商品券の配布について

戸沢村では、原油価格や電気・ガス料金などを含む物価の高騰の影響などの負担の軽減と、低迷している村内商工業の活性化を目指し村内などの加盟店で利用できる商品券をひとりにつき7,000円配布しています。

○配布方法について

4月20日(土)から順次、宅配便にて配布しています。
※お手元に届くまで2週間程度かかる場合があります。
※ご不在などで受け取りができなかった方は5/14以降、まちづくり課にて受け取りができます。

○対象者について

- 令和6年4月1日時点で戸沢村に住所のある方
- 世帯主宛に同一世帯の方の商品券をまとめて送付します。

○商品券使用期限 令和6年9月30日(月)まで

問合せ先：まちづくり課商工観光係 ☎0233-72-2152

**令和6年度「知事と若者の地域創生ミーティング」
in 戸沢村の開催について**

吉村知事と車座になって、若者が力を発揮できる環境づくりや地域課題、定住促進、地域の元気創出策などについて意見交換しませんか？

開催時期 令和6年7月29日(月)16時～17時半

開催場所 戸沢村役場

対象 15歳(高校生)から40歳半ばまでの村民の方

申込み・問合せ先：まちづくり課企画調整係

☎0233-72-2152

まちづくり課からのお知らせ

あなたの挑戦、応援します！

令和6年度「戸沢村起業支援交付金」について

村内の経済活性化及び雇用の創出に資する起業を促進するため、村内において起業を目指している方に、起業に必要な経費の一部を最大100万円まで助成します。

補助対象者

次の1から5の全てに該当する個人又は団体の代表者が対象となります。

1. 村内に事務所を設置し、又は設置しようとしている方
2. 村内に居住している方、又は村内に移住予定の方
3. 市町村民税等の滞納がないこと
4. 許認可を必要とする業種の起業にあつては、既に当該許認可等を受けていること
5. 支援することが適当であると認められる事業を行っていること

※以上のほか、募集要項に記載の全ての条件を満たす必要があります。

補助金の額

起業に要する設備等の購入及び改修等を目的として新たに投資する資金の5分の4以内で、50万円を上限とします。更に法人設立、村民雇用、若者起業、空き家等を活用及び移住者と認められる場合は100万円を上限として助成します。

事前にご相談ください。

問合せ先：まちづくり課企画調整係 ☎0233-72-2152

**最上峡の素晴らしい景観を後世に引き継ぐ活動
～活動ボランティアを募集しています～**

TOZAWAツーリズム協議会では、最上川・最上峡の豊かな自然の恵みに感謝し、維持管理・保全・整備などを計画的に行い、地域資源を後世に引き継ぐ活動を行っています。戸沢村の財産であるこの地の保全活動を、多くの方からボランティアとして参画を得ながら進めていきたいと考えておりますので、活動に興味のある方はTOZAWAツーリズム協議会事務局までお問合せ下さい。

◆TOZAWAツーリズム協議会事務局【芭蕉ライン観光内】 ☎0233-72-2001 (担当 高橋・鈴木)

令和6年度は下記日程で桜の下刈り作業を実施します。

令和6年6月2日(日) 12:30集合(戸澤藩船番所)

13:00から1時間程度

まちづくり課からのお知らせ

令和7年度コミュニティ助成事業の募集について

一般財団法人自治総合センターから、宝くじの社会貢献活動として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力のある地域づくり等に対して助成を行います。

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と社会福祉の向上に寄与するための事業です。

【募集する事業】

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 地域防災組織育成助成事業
- (4) 青少年健全育成助成事業
- (5) 地域づくり助成事業
- (6) 地域の芸術環境づくり助成事業
- (7) 地域国際化推進助成事業

【応募期間】 令和6年7月26日（金）まで

応募先・問合せ先：まちづくり課企画調整係
☎0233-72-2152

みんなですっぺ！健康づくり

令和6年5月戸沢村保健センター予定表

午前（8:30から12:00） 午後（13:30から17:00）

	月	火	水	木	金
			1	2	3
午前			休館日	○	休館日
午後				○	
	6	7	8	9	10
午前	休館日	○	休館日	○	○
午後		○		○	○
	13	14	15	16	17
午前	○	○	休館日	○	○
午後	○	○		○	○
	20	21	22	23	24
午前	○	○	休館日	○	○
午後	○	○		○	○
	27	28	29	30	31
午前	○	○	休館日	○	休館日
午後	○	○		○	

戸沢村は新婚生活を応援します！

戸沢村では結婚新生活を始める際の経済的負担を軽減し、お二人の過ごしやすい環境づくりのため、新婚世帯の住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

【対象者】

令和6年3月から令和7年3月末までの間に婚姻届を受理された夫婦で、次を満たすもの

- ①住居が村内にあり、夫婦双方、又は、一方が戸沢村に居住（住民登録）をしている
- ②前年分の夫婦の所得の合計が500万円未満である（1月から6月に申請する場合は前々年分の所得額の合計とする）
- ③夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
- ④夫婦のいずれも村税等の滞納をしていない
- ⑤他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑥生活保護を受給していない

【補助対象経費】

新婚夫婦が支払った①～③の経費

- ①住居費（結婚を機に新たに住宅を取得する費用、住宅物件の賃借に係る賃料、礼金等）
- ②リフォーム費用（結婚を機に行う住宅をリフォームする際に要した費用）
- ③引っ越し費用

【補助金額】

補助対象経費の額とし、1世帯当たり30万円を上限とします。ただし、婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下の世帯は1世帯あたり60万円を上限とします。

問合せ先：まちづくり課企画調整係 ☎0233-72-2152

戸沢村は婚活を応援します！

戸沢村では「やまがたハッピーサポートセンター」が運営している会員制マッチングシステム『Aiナビやまがた』への登録料を全額補助します。

【Aiナビやまがた】ってなに？

1対1の出会いの機会を提供するマッチングシステムです。AIがあなたの希望に合う相手をおすすめする機能もあります。詳細は「やまがたハッピーサポートセンター」で検索！

【補助の対象となる方】

- ①戸沢村に居住（住民登録）している独身男性・女性
- ②当該年度の3月末までに『Aiナビやまがた』に会員登録した方

【補助対象経費】

『Aiナビやまがた』の会員登録料に係る費用の全額

問合せ先：まちづくり課企画調整係 ☎0233-72-2152

各種イベントや募集案内
お知らせ版

緊急事態！最上地方でSNSを悪用した投資詐欺連続発生！！

SNSなどで「簡単に稼げる」「確実に儲かる」という広告を目にしたことはありませんか？
初めのうちは儲かっているようにみえても、後から出金のための多額の手数料を求められ、結果的に大損し、騙される被害が増えています。

今年4月1日現在、最上地方においてSNSを悪用した投資名目の詐欺被害が

6件 被害総額 2,300万円

連続発生しています。投資話や儲け話に関して少しでも怪しいと感じたら「お金を振り込む前に」家族や警察に相談してください。

問合せ先：新庄警察署生活安全課 ☎0233-22-0110

危険物取扱者試験準備講習会の開催について

- 日 時 丙種：5月28日（火）9時～16時
乙種第4類：5月30日（木）9時～16時
// : 5月31日（金）9時～16時
- 会 場 新庄市生涯学習センターわくわく新庄
（新庄市下金沢町15-11）
- 対 象 者 危険物取扱者試験のため、受講を希望される方
- 受付締切 5月15日（水）
- 定 員 丙種。乙種第4類とも30名程度
- 受 講 料 丙種：1,800円
乙種第4類：2,800円

※受講申請書については、最上広域消防本部、消防署各支署に準備しておりますので、受領してください。

※令和6年度前期の危険物取扱者試験新庄会場（山形県立新庄神室産業高等学校）の日程は6月22日（土）が試験日です。

受付期間は電子申請及び書面申請ともに5月3日（金）～5月16日（木）となっています。

■問合せ先 最上地区危険物安全協会事務局
☎0233-25-8776

新庄警察署からのお知らせ

「野焼き行為は法律で禁止されています」

1. 野焼きとは
法律で定められた基準を満たした焼却設備を使用しないで、ごみ（廃棄物）を焼却する行為を「野焼き」といいます。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。

2. 野焼きの具体例
野焼きに該当するのは、「地面で焼却」「ドラム缶や一斗缶での焼却」「ブロックや鉄板等で囲って焼却」「地面に穴を掘って焼却」などがあります。一般家庭のごみを焼却する行為は、ほとんどが法律で禁止されている野焼きに該当します。

3. 罰則
ごみ（廃棄物）の焼却禁止に違反した場合は、
●個人の場合 5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金
●法人の場合 3億円以下の罰金
の罰則に処されます。

問合せ先：新庄警察署 ☎0233-22-0110

農業経営実践講座生の募集

- 募集講座
トマト栽培講座、促成山菜栽培講座、啓翁桜栽培講座、シャインマスカット栽培講座、畜産講座、農産加工講座、水稻栽培技術基礎講座、パソコン簿記講座、デジタル経営塾の9講座を開設します。

■対象者
新規就農して間もない方、また、農業技術を習得し、農業経営を改善する意欲の高い販売農家

■募集期間
5月20日（月）までお申込みください。（6月以降講座を開始しますが、以降の申込みも随時受付します。）

■申込み・お問合せ
最上総合支庁農業技術普及課（日向）
☎0233-29-1327

消費税のインボイス登録要否相談会について

税務署では、事業者の方を対象に消費税のインボイス登録要否相談会を開催します。

なお、相談会は事前予約制により、各回とも定員16名になり次第、受付を終了します。

- 日 時 5月17日（金）10時～12時、14時～16時
- 会 場 新庄税務署 2階会議室
- 申込先 新庄税務署法人課税部門 ☎0233-22-5170

令和6年度山形県調理師試験

- 試験日時 10月26日（土）13時30分～15時30分
- 場 所 山形県庁
- 願書配布場所・申込み先
各保健所生活衛生課※山形市保健所を除く
- 願書受付期間 6月3日～6月17日
- 問合せ先 県食品安全衛生課食品衛生企画担当
☎023-630-2621

山形県立農林大学校 「トラクター運転技術研修」のご案内

- 研修内容と開催期間、受講要件、受講料、募集人数
- 内 容 トラクターの運転技能の向上を図り、大型特殊（農耕用）及びけん引（農耕用）の運転免許取得を支援する研修
 - 開催期間 令和6年6月3日（月）～12日（水）
 - 受講対象 県内在住の70歳未満で農業従事者、新規就農予定者
 - 受講要件 大型特殊（農耕用）希望者は普通免許所持者
けん引（農耕用）希望者は大型特須免許（農耕限定含）所持者
 - 経 費 5,650円（受講料、受験料・免許交付手数料）
 - 募集人数 大型特殊（農耕用）14名
けん引（農耕用）14名 計28名
- 研修の申し込み方法
- 申し込み方法
専用の受講申込書に必須事項（①氏名②年齢③生年月日④住所⑤電話番号⑥経営内容又は農業法人名・代表者名⑦希望のコース⑧希望の講習時間（午前又は午後））を明記し、お申し込みください。
締め切りは5月17日（金）、申し込み多数の場合は抽選等により受講者を決定します。
 - 申し込み・問い合わせ先
山形県立農林大学校研修部【緑風館】
〒996-0052 新庄市大字角沢1366
TEL：0233-22-8794 FAX：0233-23-7537
- ※詳細は、山形県立農林大学校ホームページ（<https://ynodai.ac.jp>）をご覧ください。

総務省からのお知らせ

6月1日～10日は「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。電波は航空機や船舶、警察、消防、救急用など、私たちの生活の安心・安全の確保に使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害して私たちの生活や、人命の安全を脅かします。電波はルールを守って正しく使いましょう。

相談窓口：総務省東北総合通信局 ☎022-221-0641

女性のための労働相談ホットライン

- 主 催 連合山形
- 日 時 6月4日（火）、5日（水）、10時～18時
- 電 話 フリーダイヤル ☎0120-154-052
- 相談方法 相談者が電話で相談する方法です
- 相談内容 職場のパワハラ、セクハラ、マタニティーハラスメント、解雇、賃金カット、未払い賃金、休暇など、労働に関する相談に応じます。
- 料 金 無料

新庄北高校と新庄南高校普通科を統合した 新しい高校の校名公募について

- 募集内容
「山形県立[]高等学校」の[]の部分に入る名称をお考えください。
- 募集期間
6月1日（土）～6月30日（日）
- 募集方法
◇ウェブ <https://forms.gle/Ai2xkgHByTYX3mai9> から応募ください。
- ◇官製はがき（6月30日消印有効）
- ①「校名案（ふりがな）」
 - ②「校名案の趣旨」
 - ③「住所・氏名（ふりがな）・電話番号」を必ずお書きください。
- 郵送先▷〒990-8570 山形市松波二丁目八番一号
高校教育課高校未来創造室 宛
- 新設校の詳細は、山形県ホームページまたは新庄新高校（仮称）特設サイトをご覧ください。
- 問合わせ先 県教育局高校教育課高校未来創造室
☎023-630-2493



令和6年度 里親説明会

- 日 時 6月8日（土）午前10時～正午（予約制）
- 場 所 最上広域交流センター ゆめりあ会議室
- 内 容 里親に興味がある方、希望する方に、里親制度についての説明や、先輩里親の体験談をお聞きいただくものです。なお、里親申請時は、本説明会への参加が必須となります。
- 里親とは 家庭で暮らすことのできない子どもを、県からの委託で一定期間養育していただく方。
- 申込締切 5月31日（金）正午まで
子ども家庭支援センター チェリー
☎0237-84-7111

こころの健康相談

- 「眠れない」「気分の落ち込みが続いている」「職場や学校に行けず、ひきこもっている」など、お困りの方はお気軽にご利用ください。いつもと違う感じが2週間以上続いたら、早めに専門家にご相談ください。
- 対 象 心の健康に関してお悩みの方
（自分のことでも、家族や知人のことでも構いません）
- 内 容 個別相談（事前予約制）（秘密厳守）
- 場 所 最上総合支庁 北棟会議室
- 費 用 無料
- 利用方法 あらかじめ電話でお申込みください。その際に相談日時をお伝えします。
- 申込・問合せ先 最上保健所 保健企画課精神保健福祉担当 ☎0233-29-1266

お誕生日おめでとう!!

満一歳児(4月生まれ)

村の将来を担う子どもたちの健やか成長をお祝いするとともに、これからも元気で育てほしいとの願いを込めて、戸沢村の満一歳になるお子さんを紹介します。

今月は、4月に満一歳を迎えた子ども達です。(①ご両親の名前 ②地区名 ③ご両親からお子様へのメッセージ)

はやと 八鍬 颯斗 くん

4月6日
生まれ



- ① 八鍬 将大さん 久美さん
- ② 真柄
- ③ これからもごはんをたくさん食べて、すくすく元気に育ってね

はるね 鈴木 暖音 ちゃん

4月11日
生まれ



- ① 鈴木 英策さん 綾子さん
- ② 本郷
- ③ 1歳のお誕生日おめでとう!! これからもかわいい笑顔たくさん見せてね♡ これからもいっぱい食べて、いっぱい遊んで、元気に大きくなってね!!



ご入園
ご入学

おめでとうございます



村の人口と世帯
(3月末現在)

3,947人(-26人)〈男1,883人(-7人)、女2,064人(-19人)〉1,540世帯(-8世帯) ※()内の数値は、2月末現在との比較

編集 広報とざわNO.630 発行日 令和6年5月1日 編集・発行 戸沢村総務課
山形県最上郡戸沢村大字古口270 TEL 0233-72-2111 FAX 0233-72-2116
発行 URL <http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/> (パソコン及び携帯共通) E-mail: tozawa@vill.tozawa.yamagata.jp



URL



メルアド